

目次

(1) 事業報告

- 留学生のための災害時通訳翻訳研修・災害訓練・多言語支援センター設置訓練
- 大阪府海外移住家族会 平成24年度総会・ビデオ鑑賞会開催

(2) 入管制度特集

- 入管法が変わりました
- 入管制度と外国人
- (3) 外国人情報コーナー
- 国民健康保険について
- (4) OFIX 国際交流員のレポート
- 変わりゆく文化、守るべき文化

(1) 事業報告

■ 留学生のための災害時通訳翻訳研修・災害訓練・多言語支援センター設置訓練

大阪府堺留学生会館オリオン寮にて6月16日災害時通訳翻訳研修、6月30日留学生のための災害訓練・多言語支援センター設置訓練を行いました。

災害時通訳翻訳研修にはオリオン寮生を始め留学生が約40名、災害訓練には留学生、学校の留学生担当者、OFIXボランティアの方々約50名が参加しました。通訳、翻訳の基礎知識、災害時必要となる用語を学び、その後の多言語支援センター設置訓練では通訳者として活躍しました。

災害訓練は、大規模な地震が発生したため、住居が倒壊したり、余震が続き建物内に居ることが危険と判断した被災者が避難所に避難するという想定で行いました。

避難所を体験する班と被災者を支援する多言語支援センター班との2班に分かれ、それぞれのプログラムを体験しました。避難所体験班では、地震が起きた場合は第一に身の安全を確保し、火の元の確認や出口の確保等落ち着いて行動し、避難所に避難することや



安否確認をすることの重要性を指導しました。避難所とはどういふものか知らなかった留学生が、知らない者同士が一つのグループになって順番に非常食の配給を受けたり、避難所のルールを学ぶことが出来てとても良い経験になったという感想を受けました。

多言語支援センター班では、たくさんの情報の中から被災者にとって必要な情報を選別し、多言語で翻訳し、避難所を巡回して被災者の通訳やサポートをするという訓練を行いました。日本人ボランティアと一緒に留学生も外国人被災者の支援をしました。

また、堺市北消防署のご協力を頂き、地震が起きたときに注意することや必要な行動、119番通報の仕方



や消火器の使い方、AEDの使い方、心肺蘇生法等の救急救命指導もして頂きました。

一日を通してのプログラムに少々疲れ気味の参加者でしたが、

参加して楽しかった、勉強になったと言って帰って行きました。

OFIXでは今後も災害時の外国人支援事業を引き続き実施する予定です。

■ 大阪府海外移住家族会 平成24年度総会・ビデオ鑑賞会開催

大阪府海外移住家族会は、6月7日(木)マイドームおおさかにおいて大阪府海外移住家族会 平成24年度総会・ビデオ鑑賞会を開催し、26名が出席いたしました。

総会では昨年度決算と事業報告、今年度の予算及び事業計画などについて話し合われました。来賓としてJICA関西そして大阪府からもご臨席、ご挨拶をいただきました。また、松井府知事並びに海外日系人協会の田中理事長から、お祝いのメッセージが寄せられました。

総会後には、奥井名誉会長のご紹介により桂三枝氏(現:文枝氏)がブラジルの日系人コミュニティーを訪れる「旅のチカラ224作目の創作落語 落語家・桂三枝ブラジルで最後の落語をつくる」を鑑賞しました。サンパウロの日本人街、オレンジ農園を営む大家族、日系老

人会などを訪問し、現地の日系人の方々との交流を記録したドキュメンタリーで、会場では懐かしむ声も聞かれ大変興味深いビデオ鑑賞会となりました。

総会・ビデオ鑑賞会終了後には交流会が行われ、それぞれ近況報告に話はずみ、『拓魂』『がんばれ二世』など移住者の思いを表した曲の合唱で、交流を深めました。

☆大阪府海外移住家族会は、海外(主にブラジル、パラグアイなど中南米)への移住者の留守家族による情報交換などを目的に、昭和37年に発足、現在OFIX内に事務局を置き、移住者の家族のほか、海外に興味を持ち、海外日系人との交流に積極的な方などにも参加いただいております。興味のある方は、当財団までお気軽にご連絡ください。☆

(2) 入管制度特集

■ 入管法が変わりました。

行政書士 真部和久

新しい在留管理制度

日本に滞在する外国人の多くに関係する大きな制度変更です。新たに加わった必要手続や届出義務が多くありますので、正確な情報を得て、的確に対処するようにしてください。その参考になるよう新制度の重要点をご説明いたします。

「在留カード」が交付されます（交付されない人もいます）

外国人登録証明書から在留カードになりました。

在留期間「3月」以下の人、「短期滞在」の人、外交官等、特別永住者、在留資格のない人には、在留カードは交付されません。特別永住者には、「特別永住者証明書」が交付されます。

在留期間が最長5年になりました

（永住申請は、当面これまでどおりです）

5年の許可には新たに条件が加わっていて、全員が5年になるわけではありません。

法務省 HP 掲載の、永住許可に関するガイドラインに

（注）（略）当面、在留期間「3年」を有する場合は、（略）「最長の在留期間をもって在留しているもの」として取り扱うこととする。

と追加されていますので、「3年」の方も、当面これまでどおり永住申請ができます。

再入国許可の制度が変わりました

（便利ですが注意が必要です）

「みなし再入国許可」の制度が導入されます。出国後1年以内に日本に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。

この制度で出国した方は、有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内に再入国しないと在留資格がなくなりますので注意してください。

また、1年以上の有効期間のある再入国許可を持っている人でも「みなし再入国許可」で出国しますと、1年を過ぎた後には再入国できなくなりますので、出国時によく確認してください。「みなし再入国許可」の選択は、チェック欄に✓するだけで簡単にできてしまいますので注意が必要です。

次の場合は対象になりませんので、心当たりのある方は事前に相談してください。

- 在留資格取消手続中の者
- 出国確認留保対象者
- 收容令書発付者
- 難民認定申請中の「特定活動」
- 法務大臣が認定する者

外国人登録制度が廃止されました

（急いで新カードに替える必要はありません）

外国人登録証明書は、一定の期間、在留カードとみなされますので、在留カードが交付されるまで引き続き所持してください。

更新・変更申請等の際に在留カードに替えられます。それまでに切り替えを希望する方は入国管理局で手続してください。

許可証印は、パスポートに貼られなくなります。

| みなされる期間 | |
|---------|-------------------------------------|
| 永住者 | 2015年7月8日 |
| 他の在留資格 | 在留期限日（特定活動・5年の場合、 最長2015年7月8日まで） |
| 16歳未満 | 在留期限日、16歳の誕生日の内早い方 |

これまでになかった、必要手続、届出義務が多数設定されました。必要な手続・届出が何かを知り、その期限内に行うように注意してください。

「市区町村での手続」

- 新たに来日された方 住居地の届出（14日以内）
- 引っ越しをする方 転出元の市区町村に転出届
（転出するまで）
移転先の市区町村に転入届
（転居届）・住居地の変更届出
（14日以内）

「入国管理局での手続」

- 氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更届出（14日以内）
- 在留カードの有効期間更新申請、再交付申請
- 所属機関・配偶者に関する届出
（7月9日以降に更新・変更許可を受けた後から適用されます）
- 所属機関に関する届出（14日以内）
「人文知識・国際業務」等の就労資格や「留学」等の学ぶ資格の方で、所属機関（雇用先や教育機関）の名称変更、所在地変更、消滅、離脱（契約終了）、移籍（新たな契約締結）が生じた場合には、入国管理局に行き、又は東京入国管理局へ郵送して届け出る必要があります。
- 配偶者に関する届出（14日以内）
配偶者として「家族滞在」「特定活動（ハ）」「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格の方が、配偶者と離婚又は死別した場合には、入国管理局に行き、又は東京入国管理局へ郵送して届け出る必要があります。
なお、この届出義務は「定住者」の方にはありません。

在留資格の取消事由、退去強制事由、罰則

以下のように新設されましたので、知っておく必要があります。

- 在留資格の取消し
 - 不正な手段により在留特別許可を受けたこと
 - 配偶者として「日本人の配偶者等」「永住者に配偶者等」の在留資格で在留する方が、正当な理由がなく、配偶者としての活動を6か月以上行わないで在留すること
 - 正当な理由がなく住居地の届出をしなかったり、虚偽の届出をしたこと
- 退去強制事由
 - 在留カードの偽変造等の行為をすること
 - 虚偽届等により懲役以上の刑に処せられたこと
- 罰則
 - 各種届出に関して虚偽届・届出義務違反、在留カードの受領・携帯・提示義務違反をすること
 - 在留カードの偽変造等の行為をすること

■ 入管制度と外国人 ～新たな在留管理制度で外国人の生活はどうなるのか～

すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク (RINK)
事務局長 早崎直美

7月9日から外国人の在留管理制度が大きく変わったが、外国人登録証から在留カード(又は特別永住者証明書)への切り替えは3年間の移行期間が設けられており、すぐに切り替える必要はない。また、就職先や留学先の変更、配偶者との離婚・死別の14日以内の届出は、現在すでに日本に在留している外国人については、7月9日以降に在留期間更新や在留資格変更が許可されてから行えばいいことになっている。

このように、一部の新たな規定について猶予期間があることもあり、新しい制度によって外国人の生活にどんな影響が出るのかは、すぐにはわからない可能性もある。しかし、私たちのような日常的に外国人からの相談に対応している団体は、今後日本に住む外国人の生活がより不安定になり、人権が守られにくくなるのではないかと危惧している。

外国人の相談の中で一番多いのが、在留管理制度の根幹である在留資格に関するものである。私たちはこれまで、在留資格が認められなかったために人生が大きく暗転してしまったケースや、とくに子どもが翻弄されるケースに遭遇してきたが、これからはどうなるのだろうか。

今回の法改定で日本に住む外国人の在留状況は、法務省入管局が一元的・継続的に管理できるようになった。市区町村に届け出る住所地をはじめ、入管局に報告が義務付けられた外国人本人からの届出は、すべて入管局に集められ、必要に応じてその正確性が調査される。外国人がそれぞれの在留資格で認められた枠をはみ出ることなく活動を続けているかどうか、このことへの監視、管理が強化されたのである。

人が生きていく上で予期せぬトラブルが起こるのは当たり前のことであるが、外国人の場合は、そのために在留資格が定める条件を満たさなくなったときには在留が許可されない。在留管理の強化は結果として、志半ばで帰国の道を選択せざるをえない外国人を増やすことになってしまう。

「技術」や「人文知識・国際業務」「技能」の在留資格で働く外国人は、現在でも次回の在留期間更新を意識して職場を変わることを躊躇しがちである。失業状態では更新は認められないからだ。悪質な雇用主であれば、労働者が簡単に辞めることができないことを逆手に

とり、一方的に労働条件を切り下げたりする。被雇用者である外国人への在留管理強化は、彼らが雇用主に搾取されやすい状況を作りかねない。

離婚の届出の義務化、そして「配偶者としての活動を継続して6ヶ月以上行わないでいること」が在留資格の取り消し事由になったことは、外国人女性に多いDV問題の解決をよりいっそう困難にする。DV被害者支援は、比較的長い時間をかけて被害者を離婚から生活の再生へとサポートしていく。これまでなら今の在留資格の期限まで時間の余裕があったが、今後は「6ヶ月」を意識せざるをえない。配偶者の在留資格をもつ外国人は、配偶者との離婚・死別後「定住者」などの在留資格に変更可能だが、短期間でそのための条件を整えられるのか。このことに不安を感じれば、外国人DV被害者は支援を求めることをためらい、我慢してしまうかもしれない。

日本人や永住者と結婚している外国人は、在留期間更新に配偶者の協力が必要なため、ただでさえ在留資格を盾に言うことをきくよう圧力をかけられたり、生活をコントロールされたりしている。このような傾向は今回の改定によってさらに強まると思われる。

現状では、外国人がDVや労働搾取などの人権侵害を受け問題解決のために動こうとしても、日本人にはない在留資格の問題が解決の道を狭めてしまうことがよくある。在留期間更新の時期がきたときに、もともとの在留資格での更新が認められず「短期滞在」など就労できない在留資格しか認められないからだ。収入のない状態では時間をかけて問題を解決していくことは困難である。その結果泣き寝入り強いられる外国人被害者は少なくない。外国人の人権を守るためには、在留資格制度はむしろ柔軟に運用されるべきであるが、今回の改定はまったく逆行するものとなっている。

もともと日本には外国人を管理するための法律がなく、外国人独自の状況に配慮し、その人権を守るために定められた法律は存在しない。そんな中で今回在留管理のみがさらに強化されることにより、外国人の人権状況が悪化することを私たちは本当に心配している。



